

原子力災害対策指針におけるEALの枠組み等の改正について

平成30年6月6日

原子力規制庁

1. 背景・経緯

- (1) 原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）においては、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態といった緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準としてEALを設定するものとし、EALの枠組みを原災指針の「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」において示している。（参考1参照）
- (2) 平成29年7月、EALが、実用発電用原子炉施設に重大事故等対処設備が設けられたことを踏まえたものとなっていないこと等から、同表のEALの内容を改正した。
- (3) また、平成30年2月、原災指針の表2の『7』の規定に基づき、美浜発電所1号炉等^{*1}の施設を「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された^{*2}」施設として告示した。

2. 原災指針等の改正の必要性

- (1) EALの枠組みを示す原災指針の表2は、原子力施設の状態に基づきEALを設定しているものであり、このうち『7』は廃止措置計画が認可された施設のEALを定めるものであるが、4. から6. までに掲げる施設及び「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された」施設については、その状態に応じて『7』と異なるEALを設定すべきであることから、その旨振り分ける規定となっている。
- (2) 具体的には、当該表2の『7』は、以下の2つの類型を規定し、類型①の括弧書きの施設（4. から6. までに掲げる施設）はそれぞれ『4』『5』『6』へ、類型②の括弧書きの施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された施設）は『9』へ振り分ける趣旨のもので、立案、制定されたものである。
 - ①使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から6. までに掲げるもの（4. については、試験研究用原子炉施設に限る。）を除く。）
 - ②使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

- (3) 平成30年2月の冷却告示^{*3}は、上記②の類型に該当するものとして行ったものである。また、告示した施設は「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたもの」であることから、実質的にも『9』のEALを設定することが妥当である。
- (4) 他方、『5』には冷却告示に係る施設を除く文言はなく、したがって告示された施設を『9』として取り扱うことはできないとの疑義がある。その場合、告示自体に法的な瑕疵があることになる。
- (5) しかしながら、冷却告示は既に、原災法等^{*4*5}に基づく原子力事業者防災業務計画や地域防災計画の修正の前提として機能しており、EALの内容についての変更が一切ないのに告示の効力を否定することは、第三者（事業者、地方公共団体）との関係において、いたずらに法的安定性を害するもので適切ではない。
- (6) こうしたことから、表2全体を改めて炉型の区分、新規制基準適合の有無といった施設の類型ごとに整理すべく（参考2参照）、原災指針の表2の規定の適正化を行うとともに、この改正に伴い、通報規則^{*6*7}第7条及び14条並びに冷却告示等^{*8*9}の規定の適正化を行うこととしたい（参考3参照）。

3. 今後の予定

- (1) これら改正は、実質的な内容の変更を行うものではなく規定の適正化を図る事務的な手続であることから、長官の専決処理とするとともに、「形式的な変更^{*10}」に当たるとして意見公募手続は実施せず、速やかに原災指針、通報規則等を改正することとする。
- (2) なお、平成30年2月の冷却告示の改正は、前述6施設が「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたもの」として認められる意図でしたものであり、この判断について今回の原災指針等の改正によって何ら変更されるものではない。

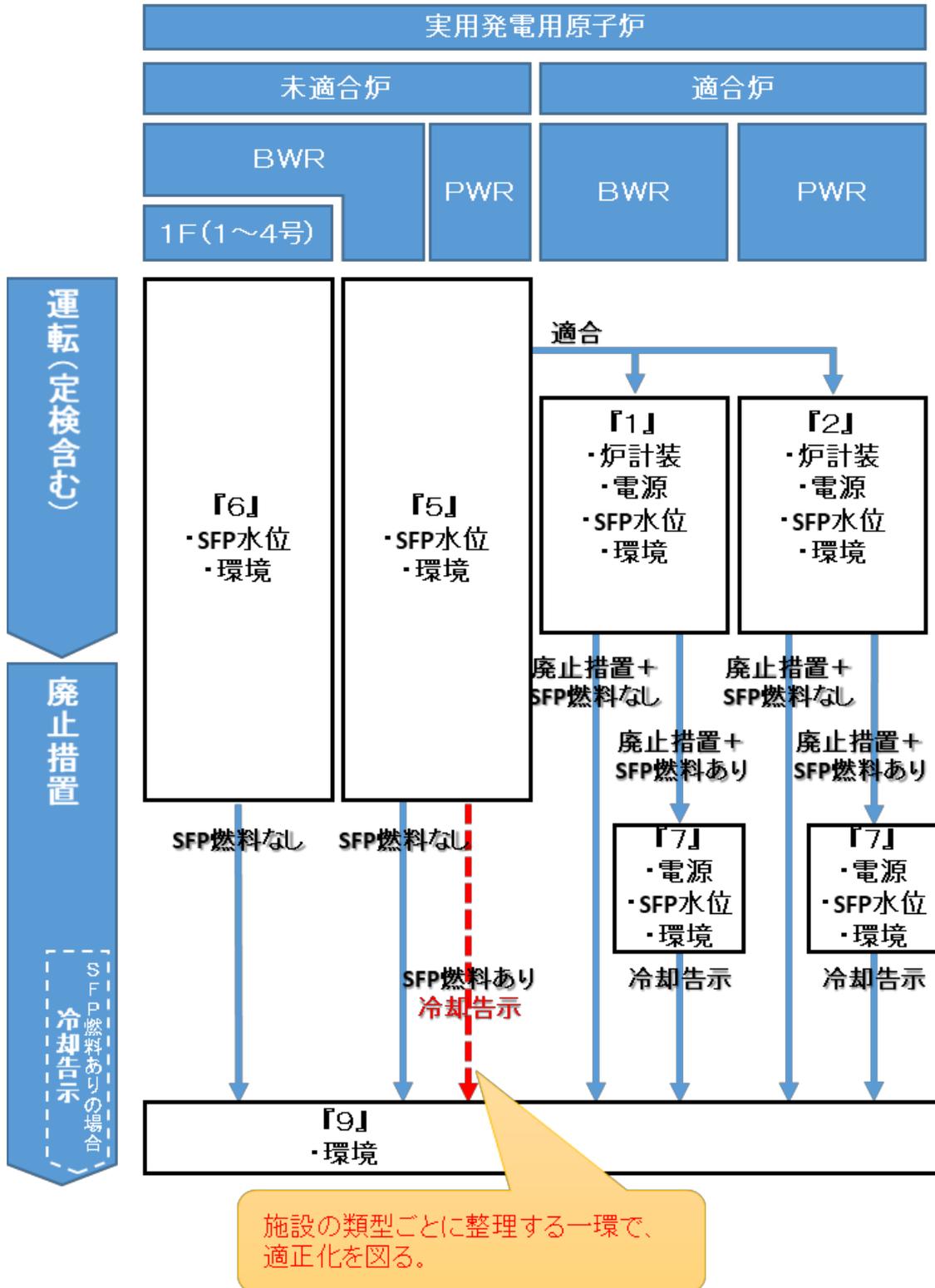
- * 1 美浜 1, 2、島根 1、伊方 1、玄海 1、敦賀 1
- * 2 「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会
が定めたものを除く」という規定は、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却され
ている施設は、使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できなくなったとしても原子力災害に
至る蓋然性は小さく、冷却する必要がある照射済燃料が存在する施設と EAL を同じ
にすることは必ずしも妥当ではないという観点から規定されたもの。
該当する施設は、冷却告示により定められている。平成 29 年 7 月の指針改正以前に
告示されていた施設は「ふげん」のみである。
- * 3 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する
規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づく照射済燃料集合体が十分
な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 27 年原子
力規制委員会告示第 14 号）
- * 4 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
- * 5 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- * 6 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する
規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）
- * 7 原災指針の EAL の枠組みの記述が、基本的にそのまま通報規則の条文となってい
る。（参考 1 参照）
- * 8 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等
を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）
- * 9 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（平成 29 年 7 月 5 日 原
子力規制委員会決定）
- * 10 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）
（意見公募手続を実施することを要しない命令等）
第四条（略）
2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものと
する。
一 他の法令の制定、改廃に伴い当然に必要とされる規定の整理
二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げそ
の他の形式的な変更

○原災指針及び通報規則の各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

原災指針 (表2)	通報規則 (第7条第1号の表、第14条の表の上欄)	(参考) 該当する施設	(参考) 通報事象
1. 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	イ 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	新規制基準に適合したBWR	炉計装 電源 SFP水位 環境
2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	ロ 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	新規制基準に適合したPWR	炉計装 電源 SFP水位 環境
3. ナトリウム冷却型高速炉(炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	ハ ナトリウム冷却型高速炉(規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	もんじゅ	炉計装 電源 SFP水位 環境
4. ナトリウム冷却型高速炉(3.に規定するものを除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)及び試験研究用原子炉施設	ニ ナトリウム冷却型高速炉(ハに規定するものを除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	常陽	炉計装 電源 SFP水位 環境
	ホ 試験研究用原子炉(ニに規定するナトリウム冷却型高速炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(以下「試験研究用原子炉施設」という。)	試験研究用原子炉施設	施設個別 環境

<p>5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>へ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>旧基準炉 （新規基準未適合炉）</p>	<p>SFP 水位 環境</p>
<p>6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>ト 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>福島第一 1～4号炉</p>	<p>SFP 水位 環境</p>
<p>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から6. までの掲げるもの（4. にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p>	<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（ホからトまでの掲げるもの及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p>	<p>廃止措置計画認可</p>	<p>電源 SFP 水位 環境</p>
<p>8. 再処理施設</p>	<p>リ 再処理設備に係る原子炉の運転等のための施設（以下「再処理施設」という。）</p>	<p>再処理施設</p>	<p>施設個別 環境</p>
<p>9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までの掲げるものを除く。）</p>	<p>ヌ 原子炉の運転等のための施設（イからリまでの掲げるものを除く。）</p>	<p>SFP に燃料なし 若しくは冷却告示後 又は加工施設等</p>	<p>環境</p>

実用炉施設のEAL区分の適用関係



(参考3)

1. 原子力災害対策指針 改正案
2. 通報規則 改正案
3. 冷却告示 改正案

○原子力災害対策指針（新旧対照表）

太字傍線部分は改正部分

改 正 後	改 正 前																								
<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p style="text-align: center;">[表1-1～1-3 略]</p> <p style="text-align: center;">図1 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</u></p> <p>[1.～4. 略]</p> <p>5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための<u>施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>6. [略]</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（<u>実用発電用原子炉に係るもの</u>にあつては、<u>炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。</u>）であつて、<u>試験研究用原子</u></p>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p style="text-align: center;">[表1-1～1-3 略]</p> <p style="text-align: center;">図1 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</u></p> <p>[1.～4. 略]</p> <p>5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための<u>施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>6. [略]</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（<u>4. から6. までに掲げるもの</u>（<u>4. にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。</u>）<u>及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された</u></p>	[略]											
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								
[略]	[略]																								

炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

[略]	[略]
[略]	[略]

[略]	[略]
[略]	[略]

[略]	[略]
[略]	[略]

[8. ・ 9. 略]

表 3 [略]

(ii) [略]

(3) 原子力災害対策重点区域

① [略]

② 原子力災害対策重点区域の範囲

[略]

(i) 発電用原子炉施設

[略]

[(i) ・ (ii) 略]

[略]

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びち並びに第十四条の表へ及びちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 14 号）において定められている。

[(i) ~ (v) 略]

ものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。)

[略]	[略]
[略]	[略]

[略]	[略]
[略]	[略]

[略]	[略]
[略]	[略]

[8. ・ 9. 略]

表 3 [略]

(ii) [略]

(3) 原子力災害対策重点区域

① [略]

② 原子力災害対策重点区域の範囲

[略]

(i) 発電用原子炉施設

[略]

[(i) ・ (ii) 略]

[略]

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表及び第十四条の表の規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 14 号）において定める。

[(i) ~ (v) 略]

[③・④ 略]

[(4)~(12) 略]

第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

(1) [略]

(2) 緊急事態区分を判断する基準

[①・② 略]

③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、5号炉及び6号炉に係る基準

原子炉の状態に応じて、本指針中、表2の「1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、「5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの」、「7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの」又は「9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）」を適用する。

[(3)~(5) 略]

[③・④ 略]

[(4)~(12) 略]

第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

(1) [略]

(2) 緊急事態区分を判断する基準

[①・② 略]

③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、5号炉及び6号炉に係る基準

原子炉の状態に応じて、本指針中、表2の「1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、「5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、「7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から6. までに掲げるもの（4. にあっては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）」又は「9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）」を適用する。

[(3)~(5) 略]

改正後		改正前	
<p>第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>	<p>第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>		
<p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しないものに限る。）であつて、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であつて照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p>	<p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>		
<p>ト 略</p> <p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p>	<p>ト 同上</p> <p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（ホからトまでに掲げるもの及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p>		
<p>〔リ〕ヌ 略</p>	<p>〔リ〕ヌ 同上</p>		

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める
 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表
 の下欄に掲げるものとする。

「イ」ホ 略	へ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一 原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉 、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運 転等のための施設（規制法第四十三條の三の六第 一項第四号の基準に適合しないものに限る。）で あつて、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集 合体が存在する施設であつて照射済燃料集 合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力 規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内 に照射済燃料集 合体が存在しない施設以外のもの 〔略〕	〔略〕
ト 〔略〕	チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集 合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施 設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規 制法第四十三條の三の六第一項第四号の基準に適 合するものに限る。）であつて、試験研究用原子 炉施設及び照射済燃料集 合体が十分な期間にわた り冷却されたものとして原子力規制委員会が定め た施設以外のもの 〔略〕	〔略〕
「リ」ヌ 略		〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める
 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表
 の下欄に掲げるものとする。

「イ」ホ 同上	へ 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一 原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉 、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運 転等のための施設（当該施設が規制法第四十三條 の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合に 限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集 合体が存在しない場合を除く。）	〔同上〕
ト 〔同上〕	チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集 合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施 設（ホからトまでに掲げるもの及び照射済燃料集 合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして 原子力規制委員会が定めたものを除く。）	〔同上〕
「リ」ヌ 同上		〔同上〕

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示 改正案（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び子並びに第十四条の表へ及び子の規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示</p> <p>（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）</p> <p>第二条 通報事象等規則第七条第一号の表へ及び第十四条の表への照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号に掲げる原子力事業所に設置される当該各号に掲げる実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設とする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>一 略 二 略 三 略 四 略 五 略 六 略</p> <p>第三条 通報事象等規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原</p>	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示</p> <p>（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）</p> <p>第二条 通報事象等規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号（第一号を除く。）に掲げる原子力事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設及び第一号に掲げる原子力事業所に設置される原子炉の運転等のための施設とする。</p> <p>一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター</p> <p>二 同上 三 同上 四 同上 五 同上 六 同上 七 同上</p> <p>「条を加える。」</p>

原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉の運転等のための施設とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。